

【令和5年度Ver1】
令和5年6月13日適用

保育所及び保育所型認定こども園 監査調書【処遇】

保育所名	
------	--

監査項目	公	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 〔 〕内は整理用の符号	区分	区分の程度
1 入所者支援の充実					
1 保育所保育指針等が定める保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。	□	★ ・入所者の処遇記録等は整備されているか (保育日誌など。また、児童票に家庭調査票が含まれているか) ・処遇記録は完結の日から5年間保存されているか。	・基準条例18条 ・運営基準条例12条 ・運営基準条例34条2項	C	
	□	★ 【保育所】 保育所保育指針に基づき、「全体的な計画」を策定し、それに基づき「指導計画」により保育を行っているか。各計画は実施記録とその評価により、適切に見直しを行っているか。 「全体的な計画」: 保育の目標を達成するために、どのような道筋をたどり、養護と教育が一体となった保育を進めていくかを示すもの。 「指導計画」: 全体的な計画に基づいて保育を実施する際のより具体的な方向性を示すもの。 ＜留意事項＞ ①保育の基本となる「全体的な計画」と、これを具体化した「指導計画」を作成すること ②「指導計画」作成上の留意事項 ・3歳未満児については、個別的な計画を作成すること ・3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること ・長期的(年・期・月)な指導計画と、それに関連したより具体的な子どもの生活に即した短期的(週・日)な指導計画を作成すること ③希望保育、合同保育等、通常保育以外を実施している日も、計画と実施記録、その評価が必要であること	・基準条例38条 ・運営基準条例15条 ・保育指針[D1] ・指導監査実施通知[R1]	C	
	□	★ 【認定こども園(幼保連携型以外)】 ・幼保連携型認定こども園教育・保育要領を踏まえて、教育・保育が提供されていること。 ・保育所保育指針及び幼稚園教育要領に基づき、特定教育・保育の提供を適切に行っていること。	・認定こども園法6条 ・運営基準条例15条 ・保育指針[D1]第4章 ・指導監査実施通知[R1]	C	
	□	★ 保育指針を超えた特別なカリキュラム(付加的サービスとして実施される教育等(例: 英会話、スイミング、書道等))について、次の点に留意しているか。 ・特別なカリキュラムの実施時であっても、保育士の配置が必須であること。 ・特別なカリキュラムに参加しない児童について、保育上の配慮がなされていること。	・基準条例38条 ・保育指針[D1] ・認定こども園留意事項通知	B C	C=保育士の未配置
	□	★ 保育の記録や自己評価に基づいて、「保育所児童保育要録」(認定こども園においては「認定こども園こども要録」)が作成され、児童の就学に際し、小学校に送付が行われているか 【要録の保存期間】 最低6年間 (認定こども園の場合は、学籍に関する記録は最低20年間、保育指導に関する記録は最低6年間であること)	・保育指針[D1] ・保育指針留意事項通知[D2]	C	作成なし=1(31) 作成有・送付無=1(32)
2 開所・開所時間、保育時間、開設日が適切に設けられているか	□	★ 1日の開所時間は11時間が確保されているか	・基準条例37条 ・幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて 4(1)	C	
	□	★ 保育所(認定こども園では保育所機能部分=2号・3号認定こどもの保育に係る部分)は、日曜日、休日、年末年始(12/29~1/3)を除き、開所しているか。 【いわゆる希望保育日、自由登園日の考え方】 保育認定(2号・3号認定)こどもに対しては、土曜日やお盆期間中等も保育を提供する義務があるため、希望保育日や自由登園日を設定する場合は、次の点に留意すること。 ・保護者の希望を把握し、保護者の協力が得られる範囲内で、かつ必要最小限の日数で設定すること。なお保護者の希望の把握は、保育を希望する保護者から申告を受けることによっても可(R2年~)。 ・登園抑制につながる行為(登園理由を申告させる、職場発行の勤務証明の提出を強制すること等)は認められないこと。 ・個々の保育希望を適切に把握し、対応可能な勤務体制を取っていること。(希望を確認する前に勤務シフトを決定する等の対応は不適切であること) ・希望保育日・自由登園日の登園児童が毎年ゼロである等、実質的な強制となっている点が見られないこと。	・入所手続き運用(課長通知)[C3]問5 ・給付留意事項通知[E4] IV 2(2)	C	
	□	★ 【認定こども園のみ】 ・1号認定こどもの1日の教育時間は、最低4時間を確保しているか。 ・1号認定こどもの年間教育週数は39週以上となっているか。	幼稚園教育要領	C	
	□	★ 開所日、開所時間、利用時間は運営規程、重要事項説明のとおり設定されているか。 認定こども園においては、利用者との契約内容とも整合が取れているか。	・運営基準条例5条、20条	B C	B 軽微な違反 C 重大な違反
	□	★ そのほか、保育の必要な児童(2号・3号認定こども)に対する開所日、保育時間について、不適切な運用がされていないか。 (以下、主な事例とその考え方) ① ならし保育が園側の都合により行われていないか ・ならし保育(保育時間短縮)については、入所案内に明記し、かつ入所申請前に利用者に情報提供するなど、入所に先立って予め情報提供が必要があること。 ・進級児について一律のならし保育の必要性は認められないこと。 ・弁当持参日や簡易給食日としたりすることや、おやつの有無等により、事実上、ならし保育を強要していないこと。 ② 土曜日の自由登園が強要されていないか ・土曜日についても11時間開所が求められること ・毎土曜日を弁当持参日や簡易給食日としたりすることや、おやつの有無等により、事実上、土曜日登園を抑制していないこと。	・給付留意事項通知[E4]	C	

監査項目	公	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 ([]内は整理用の符号)	区分	区分の程度
		③ 春休み・夏休み・冬休み、盆休み等が強制されていないか。 ・保育所の長期休所は認められないこと ・上記期間を自由登園期間とする場合、保育希望により受け入れできる体制を整えること。	・給付留意事項通知[E4]	C	
		④ 時間外、延長保育の費用徴収が不適正に行われていないか ・11時間の開所時間内における保育については、保育料・保育材料費・おやつ代などの基本費用の徴収は認められないこと。	・運営基準条例13条	C	
3 児童の受入れは適正に行われているか	□	★ 子ども一人一人の保育時間は、保護者の就労時間等に配慮したものとなっているか	・基準条例37条	C	
	□	★ 正当な理由なく入所児童の年齢制限を行っていないか	・児童福祉法第46条の2 ・運営基準条例6条	C	
4 保護者との連絡(登所、降所等)が適切に行われているか	□	★ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか ・登所時、降所時の連絡は適切な方法で行われているか (特に低年齢児の健康状況等) ・連絡帳の利用、登所時、降所時の健康状態の確認、伝達が行われているか	・基準条例39条 ・保育指針[D1]	B	
	□	【認定こども園のみ】 ・1号認定子どもの選考基準を適切に設定しているか。 ・選考基準を運営規程に明示しているか。	・運営基準条例6条2項	B	
5 児童の健康管理は適切に行われているか 保育中に何らかの異常が発見された場合の処置は適切に行われているか	□	★ 年間の保健計画を作成し、発育・発達に適した生活を送ることができるよう配慮しているか ※年間指導計画に盛り込んでいれば独立した計画は不要。	・保育指針[D1]	C	
	□	★ 毎朝、児童の下痢、軟便、発熱等の有無を確認する等、健康状態を観察しているか。 また、その情報は職員間で適切に共有されるように工夫しているか。	・運営基準条例18条 ・保育指針[D1]	B	
	□	★ 保育中は、子どもの状態を観察し、異常が発見された場合には、保護者に連絡し、嘔吐医やかかりつけ医等に相談する等適切な処置を講じているか。 ・病児については、病児記録により状況・対応・連絡経過などを記録しているか(日誌等に付記するのではなく、経過を詳しく把握できるよう別個に記録をとることが望ましい)	運営基準条例16条		
	□	★ 子どもの生活、健康状態、事故の発生などについて、家庭と密接な連絡を行っているか。	・運営基準条例17条 ・保育指針[D1]		
6 健康診断等が適切に実施され、結果の記録・保管が適切に行われているか	□	★ ・入所時健康診断及び年2回(概ね6月毎)の健康診断が実施されているか 「入所時」=入所の6か月前～入所後1ヵ月以内を基準 【参考】児童健康診断の検査項目 身長及び体重、栄養状態、脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態、視力及び聴力、眼の疾病及び異常の有無、耳鼻咽喉頭疾患及び皮膚疾患の有無、歯及び口腔の疾病及び異常の有無、結核の有無、心臓の疾病及び異常の有無、尿、その他の疾病及び異常の有無	・基準条例16条 ・児童健康診断通知 ・学校保健安全法施行規則6条 ・歯科医師設置通知[B4] ・保育指針[D1]	B C	一部受診漏れ 実施時期不適 未実施
	□	★ ・定期健康診断日に欠席した児童について、個別の対応ができているか ・健診結果の保護者への連絡は適切か		B	
	□	★ 健康診断の結果の記録・整理・保管が適切に行われているか。		B	
7 児童虐待への対応は適切か	□	★ 被虐待児の早期発見のための取り組み・工夫を行っているか (不自然な傷やヤケド、身体や衣服の汚れ具合等を観察しているか等)	・保育指針[D1] ・児童虐待防止法 ・定期情報提供通知[C8]	C	
	□	★ 虐待が疑われる場合には、こども家庭総合支援室、児童相談所、嘔吐医、福祉事務所、児童委員、保健所等の関係機関と連携を図っているか。		C	
8 感染症等の対応は適切に行われていること	□	★ 職員が利用者の健康管理上、感染症や食中毒を疑ったときは、速やかに施設長に報告する体制を整えるとともに、施設長は必要な指示を行うこと	・感染症報告通知[J15]	C	
	□	★ 感染症や食中毒、重大事故が発生した場合、適宜、関係機関への連絡報告を行っているか。 ※感染症、食中毒ともに発患者数が2～3名になった場合、保健所防疫課(289-1721)及びこども保育課(221-2318)に報告すること。	・保育指針[D1] ・食中毒防止徹底通知[J2]	C	
	□	★ 医師又は看護職員は、感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときは、施設内において速やかな対応を行わなければならないこと	・感染症報告通知[J15]	C	

※網掛けは今年度の指導監査重点項目

「B」は口頭、「C」は文書指摘を示す

監査項目	公	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 ([]内は整理用の符号)	区分	区分の程度
	□	★ 感染症若しくは食中毒の発生又はそれが疑われる状況が生じたときの有症者の状況やそれぞれに講じた措置等を記録すること	・感染症報告通知[J15]	C	B 軽微な違反 C 重大な違反
	□	★ 感染対策マニュアルは整備されているか	・感染症報告通知[J15]	B	
	□	★ 感染症予防対策はとられているか ・施設内で感染症を蔓延させないよう、必要な器具、薬品類は備えられているか ・汚物入れ、マスク、手袋、消毒薬などが常備されているか ・消毒薬⇒保育士等の手指消毒、汚染場所の消毒に必要 ・風邪、インフルエンザ等の兆候のある職員を保育に従事させていないか	・基準条例14条 ・感染症報告通知[J15]	B C	
	□	★ 保育室の衛生管理を適切に行っているか。 ・室温(夏期26～28℃・冬季20～23℃) ・湿度(約60%) ・換気	・感染症対策ガイドライン[J17]	B	
	□	★ 職員に対して年1回、衛生管理に関する研修を行っているか	・感染症報告通知[J15] ・基準条例第14条第1項	B	
	□	★ 児童に対して食事前、おやつ前に手洗いをさせているか	・衛生管理強化通知[J1]、社会福祉施設衛生管理通知[J6]	B	
	□	★ 感染症の発生時等には嘱託医の指示を受けているか	・保育指針[D1]	B	
	□	★ 感染症に罹った児童の再登園にあたっては、医師の指導のもと保護者が判断したことを確認しているか。	・感染症対策ガイドライン[J17]		
9 園児の安全確保を図っているか	□	★ 保育所等を利用する児童の安全を確保するための取組を計画的に実施するための計画(安全計画)を策定しているか。 ・安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、児童の安全確保に関する取組についての年間スケジュール(安全計画)を定めること ・安全計画の作成に当たっては、「いつ、何をなすべきか」を右記事務連絡等を参考に整理し、必要な取組を盛り込むこと	・基準条例第7条の2 ・(R4.12.15事務連絡)保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について ・保育所保育指針[D1]	B C	計画内容が不十分 未策定
	□	★ 策定した安全計画について、実際に児童に保育を提供する保育士等の職員に周知しているか。また、研修や訓練を定期的実施しているか。		B C	周知・研修内容不十分 周知・研修未実施
	□	★ 利用する児童の保護者等に対し、家庭での安全教育の実施等を促すなど児童の安全に関する連携を図るため、施設での安全計画に基づく取組の内容等を周知しているか。		B C	周知不十分 周知していない
	□	★ 定期的に安全計画の見直しを行っているか。また、必要に応じて安全計画の変更を行っているか。		B C	見直し不十分 見直ししていない
	□	★ 子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。	・(R3.8.25事務連絡)保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について(R4.9.6再周知あり)	B C	実施内容が不十分 未実施
	□	★ 登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。	・(R3.8.25事務連絡)保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について(R4.9.6再周知あり)	B C	実施内容が不十分 未実施
	□	★ 送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から以下のような対応をしているか。 (日々の運行に係る留意事項) 1 通園バス車両の日常点検や法定点検等の安全点検を行うこと 2 運転を担当する職員他に子どもの対応ができる職員が添乗すること 3 子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること 4 事故・災害発生時の対応について、フロー図やマニュアル等を作成し、職員間で共有し施設内や通園バス車両に備えること(項目例:児童の安全確保、警察・消防への連絡、園・保護者への連絡等) 5 運行日誌を備え、運行管理状況を記録すること (運行前の留意事項) 1 施設が保有する車両を使用して送迎を行う場合、道路運送法に基づく有償運送許可申請を行うこと 2 利用申込保護者に対し必要な項目(施設と保護者が自主的に行う私的契約であることや実費徴収額の内訳等)について書面を交付のうえ、書面により同意を得ること 3 送迎コースと所要時間を定め、職員間で共有するとともに、保護者に対し書面により事前に説明すること 4 予め乗車名簿や座席表を作成し、添乗職員だけでなく、施設の職員間で共有すること 5 重大事故防止のため、日々の送迎のなかで発生したヒヤリ・ハット事案を記録し、園内研修等で共有し、原因分析・整理を行うこと	・(R3.8.25事務連絡)保育所、幼稚園、認定こども園及び特別支援学校幼稚部における安全管理の徹底について(R4.9.6再周知あり) ・保育施設等における通園バスに係る安全管理の留意事項について(兵庫県こども政策課作成)	B C	実施内容が不十分 未実施
	□	★ 園児の通園や園外活動等のために自動車を運行する場合、園児の自動車への乗降の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認しているか。 ※送迎用バスの運行に限らず、園外活動ほか園児の移動のために自動車を運行するすべての場合に確認が必要。	・基準条例7条の3第1項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)(令和4年12月28日付子発1228第1号他)	B C	確認方法が不十分 確認していない

監査項目	公	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 〔〕内は整理用の符号	区分	区分の程度
	□	・通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を装備し、当該装置を用いて、降車時の所在確認をしているか。 ・安全装置の装備に関する経過措置期間(令和6年3月31日まで)内において安全装置の装備がなされるまでの間についても、バス送迎における安全管理を徹底するとともに、園児が降車した後に運転手等が車内の確認を怠ることがないようにするための所要の代替措置を講じているか。	・基準条例7条の3第2項 ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について(通知)(令和4年12月28日付子発1228第1号他)	C	ブザーを設置していない。(経過措置期間中で安全装置が装備されるまでは、所要の代替措置を講じていない。)
	□	★ 園外活動時も含め、保育活動時は常に園児の行動の把握に努め、職員間の役割分担を確認し、見失うことなどがないよう留意しているか。また、不在の園児に気付いた際には、早急にその所在の探索を行うように対応しているか。	・(R4.4.11事務連絡)保育所等の園外活動時等における園児の見落とし等の発生防止に向けた取組の徹底について	B C	実施内容が不十分 未実施
10 事故防止対策を講じているか。事故があった場合の対応は適切になされているか	□	★ 事故発生時の対応及び事故防止のための指針を整備しているか。 なお指針については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」を参考に、各園の実情に応じた具体的な指針を策定し、運用及び見直しを行うこと。	・保育指針[D1] ・運営基準条例32条1項1号 ・事故発生時対応ガイドライン[K11]	B C	C 未整備
	□	★ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態(ヒヤリ・ハット)が発生した場合に、その事実が報告され、その分析を通じて得られた改善策が職員に周知徹底される体制が整備されているか。	・運営基準条例32条1項2号	B C	C 未整備
	□	★ 事故発生防止のための委員会を設置しているか。	・運営基準条例32条1項3号	B C	B 設置予定 C 設置予定なし
	□	★ 事故発生防止、事故対応について、職員に対する研修を定期的に行っているか。	・運営基準条例32条1項3号	B C	B 不定期に実施 C 未実施
	□	★ 事故が発生した場合は、事故の状況や採った措置について記録しているか。また、記録は5年間保存しているか。	・運営基準条例32条3項 ・運営基準条例34条2項	B C	B 軽微な違反 C 記録なし
	□	★ 重大事故が発生した場合は、市(※)及び家族に速やかに連絡・報告するとともに、必要な措置が講じられているか。 ※市への報告は、重大事故(死亡又は意識不明、30日以上の上乗傷疾病を伴う事故、骨折・火傷・誤嚥誤飲、損害賠償を要する見込みのある事故)が発生した場合、原則事故発生当日(遅くとも事故発生翌日までに)行われていること。	・運営基準条例32条3項 ・運営基準条例34条2項 ・特定施設事故報告通知[K10] ・事故発生時対応ガイドライン[K11]	B C	B 軽微な違反 C 重大な違反
	□	★ 乳幼児突然死症候群の防止に努めているか。 ・睡眠中の児童の顔色や呼吸の状態をきめ細かく観察し、記録しているか。 ※0歳児は5分ごと、1歳児は10分ごとに観察・記録することが望ましい。 ・乳児を寝かせる場合には、医学的な理由がある場合を除き、仰向けに寝かせているか ・施設内(敷地を含む)は完全禁煙としているか	・保育指針[D1] ・兵庫県受動喫煙防止条例	C	
	□	★ 保育中の事故に備えて損害保険加入等の対策が講じられているか。 ・日本スポーツ振興センターによる災害共済給付への加入(加入は任意) ※免責特約が付されていない場合は賠償保険に当たらないことに留意(後でセンターから求償されるため) ・施設による損害賠償責任保険への加入(加入は任意) 一いずれかに加入していること。また、加入している場合は、給付申請が適切に行われていること。 [日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の概要] ・給付は見舞金であり、施設を通じて利用者に行われる(全額渡しが原則。引き去りは不可) ・月掛金350円のうち9割まで利用者負担とすることが可能(315円)。ただし、免責特約を付した場合の別途掛金15円については利用者負担が認められないことに留意。 ・給付対象は、療養に要する医療費総額(10割分)が5000円以上の負傷疾病等		B	
	□	★ 教育、保育の提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行っているか。	運営基準条例32条4項	C	
11 適切な給食を提供するよう努めているか	□	(1号認定こどもの給食は、契約内容により判断する)	・基準条例14条、15条、32条の2、35条		
(i)給食状況	□	★ 給食を外部搬入している場合は、3歳児以上に限定されているか(3歳以上児については、基準条例35条の基準を満たせば外部搬入が可能) 調理の業務委託が行われている場合、契約内容等が遵守されているか【委託基準】 ① 契約内容、施設と業者との業務分担及び経費分担を明確にした契約書が取り交わされていること ② 契約書には、国通知で定める事項(施設が必要な資料請求を行えること、誠実な契約履行がされない場合は契約解除できること、代行保証に関すること、事故発生時の業者損害賠償責任、ほか)が盛り込まれていること ③ 受託業者は国通知基準を満たす業者であること ④ 施設において業者の履行状況(栄養面及び安全・衛生面に対する配慮)を確認すること	・通知[I1~I7] ・通知[J1~J9] ・調理業務委託通知[I1] ・衛生管理通知[J14]	B	
	□	★ 「お弁当日」等を過剰に設定するなど、給食を利用者に負担転嫁していないか(お弁当日は、概ね月1回以下とすること)		B C	軽微な問題 重大な問題

※網掛けは今年度の指導監査重点項目

「B」は口頭、「C」は文書指摘を示す

監査項目	公	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 ([]内は整理用の符号)	区分	区分の程度
(2)食事計画の策定及び必要な栄養摂取基準の確保	□	★ 食事計画を策定し、評価と見直し・改善を適切に行っているか 食事の提供に当たっては、子どもの発育・発達状況、栄養状況、生活状況等について把握し、提供する食事の量と質についての計画(食事計画)を立てるとともに、食品や調理方法に配慮した献立作成を行うこと。	・食事提供指導通知[4] ・「保育所における食事の提供ガイドライン」	C	軽微な問題 重大な問題 C 全く実施していない 全く与えていない
	□	★ 献立表を作成し、必要な栄養摂取基準を確保しているか (献立は、季節感に富み、児童の発育に必要な栄養量を満たしていること) ※こども保育課の献立を参考にし、給食月報の充足率が±30%を超えるものはないか	・食事計画通知[5] ・食事提供指導通知[4] ・「保育所における食事の提供ガイドライン」	B C	
	□	★ 定期的に施設長を含む関係職員による給食会議を実施しているか 定期的に給食会議を実施し、情報の共有を図るとともに、食事計画・献立の評価と見直しを図ること。	・食事提供指導通知[4]	B C	
	□	★ 給食日誌表、給食月報等は献立に基づき正確に記載されているか (給食で提供した栄養摂取基準の把握、管理を行うため)		C	
	□	★ ・おやつを適宜与えているか。また、提供時間帯は適切か。 ・3歳未満児:1日2食(午前1回、午後1回) ・3歳以上児:1日1食 ・延長保育中は、保護者の希望で不提供とする場合を除き、おやつ(補食)を提供すること(延長保育の補助金にも積算されている)。 ・おやつが飲み物(清涼飲料水、お茶)だけで固定されている等がないか。 ・おやつは、昼食の栄養価を補う内容を考慮したものにしているか。	・食事計画通知[5]	B C	
(3)入所者の身体状態等個々の状況に合わせた調理内容になっているか	□	★ 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか ・外部搬入施設であっても、3歳未満児の献立は独自に作成し自園調理すること。 ・3歳以上児については基準32-2の条件を満たせば外部委託・搬入も可能(調理設備は必要)	・基準条例15条、35条 ・食事提供指導通知[4] ・食事計画通知[5]	C	C 把握していない
	□	★ 乳児のミルクは保育所の経費で調達していること (アレルギー対応用のミルクも同様であること) ・施設型給付費(委託費)には3号認定児の給食に要する費用が含まれている。	・運営費通知[E1]	C	
	□	★ 入所時に児童の身体状況(食物アレルギー等)を把握していること ・入園面接時等、給食提供に先立って把握調査を行い、記録しているか (また、生まれて初めて口にする食物について提供前の把握を行っていること) ・医師による生活管理指導書の提出など、医学的見地の確認を行っているか	保育所アレルギーガイドライン[17]	B C	
	□	★ 児童の身体状況(食物アレルギー等)について、全職員(調理員含む)に伝達しているか。 ・伝達が確実になされるように工夫されているか。 ・アレルギーに関する書類について、すぐに閲覧することができる場所に保管しているか。	保育所アレルギーガイドライン[17]	B	
	□	★ アレルギー児について、医師の判断に基づき除去食(場合によっては代替食)を実施しているか。	保育所アレルギーガイドライン[17]	B	
	□	★ アレルギー除去の解除については、文書で申出を受ける等、記録を確実に行うこと。	保育所アレルギーガイドライン[17]	B	
	(4)安全・衛生面に十分に配慮しているか(食中毒対策が適切に行われているか)	□	★ 給食関係者の検便を毎月実施していること(調理委託の場合は特に要注意) ・調乳担当の保育士及び盛り付けのみに従事する者を含む。 ・検査項目は、赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌(O157を含む※)。10月～3月まで、必要に応じてノロウイルス検査を含める ※O157は検査必須、O157以外も検査することが望ましい(O26、O103、O111、O121、O145等) ・新規採用者は従事させる前に結果を確認しておくこと。	・基準条例14条2項、16条3項 ・衛生管理強化通知[J1]、保存食通知[J3]、社会福祉施設衛生管理通知[J6]	
□		★ ・自園の衛生管理計画を作成しているか。 保育所衛生管理チェックリスト(こども保育課作成)により、調理業務を点検し、適切に記録されているか ※以下、衛生チェックリストの確認項目	食品衛生法施行規則第66条の2第3項第1号	B	
		① 調理室の出入口、窓、排水口に、そ族、昆虫の防除設備を設けているか (扉や網戸が破れ、虫やねずみが容易に侵入できる状態でないこと) ねずみ、昆虫の駆除を半年に1回以上(発生を確認した時にはその都度)実施し、実施記録を1年間保管しているか。	社会福祉施設衛生管理通知[J6] 5(1)(2)	B	
		② 調理室内に手洗い設備(レバー水栓等)があり、せっけん及び消毒液が必ず設置されているか	社会福祉施設衛生管理通知[J6] 5(1)(2)	B	
		③ 関係者以外の立ち入りを禁止し、調理室専用の履物を備え、室外のものと区別しているか(保育士等が着衣・履物を交換しないまま、調理場に入って作業していないか)	社会福祉施設衛生管理通知[J6] 5(4)⑧	B	
		④ 毎月清掃日を設けて定期的に調理室内外の清掃に努めているか	社会福祉施設衛生管理通知[J6] 5(2)	B	
		⑤ 食器類の衛生管理に努めているか(食器保管庫等)	社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について[J7]	B	
		⑥ 職員が配食する際は手洗い、消毒を徹底しているか	社会福祉施設衛生管理通知[J6] 3(1)	C	
		⑦ 調理室は十分な換気を行っているか。調理室内は湿度80%以下、温度25℃以下に保っているか。	社会福祉施設衛生管理通知[J6] 5(2)	B	
		⑧ 定期的に水質検査を実施しているか 【水道水(直圧)のみ使用】 使用前・使用後の2回：残留塩素、色、濁り、匂い、味(官能検査)	社会福祉施設衛生管理通知[J6] 3(12)	B	

監査項目	公	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 ([]内は整理用の符号)	区分	区分の程度
		⑨ 保存食は、原材料・調理済み食品を食品ごとに50g程度を計量して採取し、一定期間(2週間)適切な方法(-20℃以下の冷凍保存)で保存されているか ・基準条例35条による外部委託・搬入の場合も保存食は必須であること。 ・施設において独自ルールがある場合は、衛生管理計画に記載するとともに、その内容について職員に周知徹底を図っているか。	社会福祉施設衛生管理通知[J6] 5(3)	B	
		⑩ 給食材料については、品質、状態、品温、産地等を確認して検収し、検収記録簿(又は納品書)に記録しているか。 ・温度については少なくとも温度管理区分毎に記録を行うこと。 ・購入米については、名称、産地、数量、取引相手方等の記録が法令上も必須とされていること(米トレーサビリティ法)	・食中毒防止徹底通知[J2] ・社会福祉施設衛生管理通知[J6] ・米トレーサビリティ法	B	
		⑪ 給食材料が適切に用意され、保管されているか ・生鮮食品(肉・魚等)は当日納品を原則とすること。 ・使用日前に納品する場合は、保管時の温度管理や二次汚染防止等について、より厳しい管理事項を設けること。 ・要冷蔵品、冷凍食品が常温放置されていないこと、また、納品時にも保存温度は守られていること。 ・ミルクは開封後1か月以内に使い切るよう管理しているか。	社会福祉施設衛生管理通知[J6] 1(4)	B	
		⑫ 調理終了後速やかに喫食していること (常温放置で30分以上、冷蔵庫等に入れても2時間以上経過していないこと) ※手作りおやつも同様とする。 ⑬ 検食を適切に実施していること ・配膳前に行われていること ・検食者は、園長又は主任保育士が当たることが望ましい。 ・調理に従事した者による検食は望ましくないこと。 ・アレルギー食やおやつ、離乳食についても行われていること。	・食中毒防止徹底通知[J2] ・食中毒防止徹底通知[J2]	B B	
(5)給食に関する記録の整備	<input type="checkbox"/>	★ 給食日誌、給食材料日計表等が適切に記録されているか		B	
	<input type="checkbox"/>	★ 脱脂粉乳(配給分)の受払が適正に行われ、台帳が保管されているか ・台帳の保存期間は、現年を除いて3年間保存		B	
(6)食育への取り組み	<input type="checkbox"/>	★ 「食育計画」が作成されているか	・保育指針[D1]	B	
	<input type="checkbox"/>	★ 食育計画に基づいた取組を行っているか (取組事例 野菜等の栽培活動、クッキング保育、手づくりおやつなど)		B	
	<input type="checkbox"/>	★ 保護者に食育情報が提供されているか		B	
12 実施機関等との連携が図られているか	<input type="checkbox"/>	★ 長期欠席(14日以上連続又は月内14日以上)又は無断欠席がある児童について、市(こども家庭総合支援室)への連絡が適切に行われているか。 また、特に配慮が必要な児童について、市(こども保育課等)への報告相談が密に行われているか。	・保育指針[D1] ・定期情報提供通知[C8]	C	
13 苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか ①苦情解決体制が整備され、十分周知されているか ②苦情解決の仕組みについて周知しているか ③苦情受付及び処理の内容が適切に記録され、報告・公表されているか ④苦情解決に係る情報の公開を行う場所の確保は適切にされているか	<input type="checkbox"/>	★ 苦情処理体制に関する規程を整備し、苦情解決の手続きが明確化されているか	・社福法82条 ・基準第14条の3 ・運営基準条例30条1項2項 ・社会福祉事業苦情解決指針[L6] ・基準省令施行通知[A3]	C	C 設置していない
	<input type="checkbox"/>	★ 苦情受付担当者を設定し、受付窓口を設置する等、苦情受付体制が確保されていること。	・運営基準条例30条1項	C	
	<input type="checkbox"/>	★ 苦情受付窓口及び解決の手順を、利用者及び職員に周知していること (重要事項説明書の交付、施設内掲示等)		C	
	<input type="checkbox"/>	★ 苦情解決の第三者委員を適切に設置しているか 第三者委員として適切ではない者=法人理事、社会福祉施設の施設長(他法人を含む)等	・社会福祉事業苦情解決指針[L6]	B C	
	<input type="checkbox"/>	★ 苦情受付担当者、苦情解決責任者、第三者委員の氏名、連絡先は、常時確認できる状態で公表されていること (重要事項説明書による書面交付及び施設内掲示)	・社会福祉事業苦情解決指針[L6]	C	
	<input type="checkbox"/>	★ 苦情受付及び処理の内容が適切に記録されているか。	・運営基準条例30条2項	B	
	<input type="checkbox"/>	★ 苦情に関する記録を完結の日から5年間保存しているか。	・運営基準条例34条2項	B	
	<input type="checkbox"/>	★ 苦情内容等について、定期的に第三者委員に報告されていること ・0件であった場合においても、その旨の報告が必要		B	
	<input type="checkbox"/>	★ 苦情内容や苦情解決結果について利用者に公表されているか ・件数だけでなく、内容や対応結果なども公表すること ・0件であった場合においても、0件であったことの公表が必要 【留意事項】 運営費弾力運用を行う場合、広報誌やホームページ等により、利用者だけではなく一般向けにも公表されていること(児保21号通知[F5]) (外向け掲示板、ホームページ等により)	・社会福祉事業苦情解決指針[L6] ・保育所経理運用通知「F5」問12	B	

監査項目	公	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 ([]内は整理用の符号)	区分	区分の程度
14 (1) 保護者等への必要な情報提供等を行っているか	★	<p>利用申込者に対し、あらかじめ、施設が提供する教育・保育の内容について、文書(重要事項説明書)を交付して説明し、同意を得ているか。 (※基準上の明示はないが、書面による同意が望ましいこと)。 (※募集要項等の書類に重要事項説明書に記載すべき内容が網羅されており、事前の説明・同意が得られている場合は、別個に「重要事項説明書」を作成する必要はない)</p> <p>【重要事項説明書に必ず記載しなければならない事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・職員の勤務体制 ・利用者負担 など <p>【以下、内閣府が記載事項のモデルとして示す項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設の目的及び運営の方針 ・提供する教育・保育の内容 ・職員の職種・員数及び職務の内容 ・教育、保育を行う日及び時間等 ・保育料、利用者負担額等 ・利用定員 ・利用の開始及び終了に関する事項 ・緊急時、災害時の対応 ・苦情要望等の受付体制 ・保険に関する事項 ・守秘義務及び個人情報の取扱いに関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法第75条、第76条、第7条 ・基準条例39条 ・運営基準条例5条 ・幼稚園・認定こども園の重要事項説明書モデル例 ・社会福祉事業情報提供通知[A6] 	B C	軽微な違反 重大な違反
	★	<p>(電磁的方法による重要事項の提供)</p> <p>利用申込者の承諾がある場合には、文書の交付に代えて、電磁的方法(電子メール、施設ホームページでの提供、磁気ディスク・光学ディスク等)による提供も可能。 (この場合、施設が用いる電磁的方法の種類及び内容を利用申込者に示し、文書又は電磁的方法により承諾を得ること)。</p>		B	
	□	<p>認定こども園においては、利用契約時に契約書を作成し、交付がなされていること。 (サービス内容、利用料、苦情受付窓口などを書類交付により必要)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園留意事項通知[Q2] 	B	
	★	<p>利用を希望する者の施設選択の参考となるよう、施設の見やすい場所に、下記の事項を掲示しているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営規程の概要 ・職員の勤務の体制 ・利用者負担 ・その他利用申込者の施設選択に資すると思われる重要事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・運営基準条例23条 	B C	軽微な違反 全く掲示していない
	★	<p>重要事項に変更があったときは、その内容を利用者説明しているか。</p>		B	
	★	<p>特定教育・保育施設は、法定代理受領により施設型給付費の支給を受けたときは、支給認定保護者に対し、施設型給付費の額を通知しているか。</p> <p>※保護者に個別に通知する必要はなく、園だより等を活用して一括して通知することも可能。 ※通知は1年分まとめて行うことも可能。</p> <p>※認定こども園ではない私立認可保育所は、市から施設に委託費が支払われる仕組みであるため、通知を行う必要はない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営基準条例14条 ・法定代理受領に係る施設型給付費等の額の支給認定保護者への通知について(H28.4.14内閣府) 	B C	一部通知もれ 全く通知していない
	□	<p>特定教育・保育施設が広告をする場合、虚偽又は誇大な広告となっていないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 運営基準条例28条 ・社会福祉法79条 	B C	軽微な違反 重大な違反
	★	<p>園だより、クラスだより等が活用されているか 特別保育事業等の案内が適切に行われているか。</p>		B	
15 利益供与、利益收受の禁止	★	<p>地域子ども・子育て支援事業者、他の教育・保育施設等から、小学校就学前の子どもやその家族を紹介された場合において、その対償として金品その他の財産上の利益を与えていないか。</p> <p>・地域子ども・子育て支援事業者、他の教育・保育施設等に小学校就学前の子どもやその家族を紹介した場合、その対償として金品その他の財産上の利益を受け取っていないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・運営基準条例29条1項・2項 	B C	軽微な違反 重大な違反
	★	<p>保育所(保育所型認定こども園を含む)は、提供する教育・保育の質の自己評価を行い、常にその改善を図っているか(義務規定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準条例40条1項 ・運営基準条例16条1項 ・保育所における自己評価ガイドライン 	B C	軽微な違反 重大な違反
16 サービスの質の評価を行い、サービスの質の向上を図るための措置を講じていること	★	<p>特定教育・保育施設は定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常に改善を図るよう努めているか(努力義務規定)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基準条例40条2項 ・運営基準条例16条2項 	B	
	□	<p>施設設置者の経営担当役員に、保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む)または実務を担当する幹部職員(施設長)のいずれか一方でも欠けている場合は、「保育所運営委員会」を設置し、適時開催しているか。 「保育所運営委員会」…当該施設設置者からの相談に応じ、又は意見を述べる委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法35条5項3号 ・保育所の設置認可等について[L1] 	B C	軽微な違反 重大な違反
17 保育所運営委員会の設置、開催 【設置者が社会福祉法人でなく、かつ平成27年4月1日以降に設置された施設】	□	<p>保育所運営委員会の構成メンバーには、以下の者を含んでいるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業について知識経験を有する者 ・保育サービスの利用者(これに準ずる者を含む) ・実務を担当する幹部職員(施設長) 		B C	軽微な違反 重大な違反

※網掛けは今年度の指導監査重点項目

「B」は口頭、「C」は文書指摘を示す

監査項目	公	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 〔 〕内は整理用の符号)	区分	区分の程度
18 地域との連携	□	★ ・地域の住民に対して、保育に関する情報提供並びに保育の支障がない限りにおいて、乳幼児等の保育に関する相談に応じ、及び助言を行うように努めているか。 ・施設の運営にあたって、地域との連携・協力を努めているか。 (例) 教育・保育の公開、地域の行事への参加、地域団体との協働、園外保育(老人ホームへの訪問等)、トライやる・ウィークの受入れ等	・児童福祉法48条の4 ・運営基準条例31条	B	
19 施設内で権利侵害や虐待が 起こされていないか	□	★ 職員が虐待をしていないか ※児童の状態に応じた処遇をしていること	・基準条例12条 ・運営基準条例25条 ・保育指針[D1] ・保育所等における虐待等に関する対応について(令和4年12月7日厚労省等事務連絡) ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	C	一部未実施 全く実施していない
	□	★ 職員に、児童の人権教育を実施しているか 倫理綱領・行動基準を作成し、職員に周知しているか 日々の保育実践における振り返りを行っているか	・保育指針[D1] ・保育所等における虐待等に関する対応について(令和4年12月7日厚労省等事務連絡) ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	B C	
	□	★ 職員相互のチェックをする等、施設内での虐待が発生しにくい環境を作ること ※直接処遇職員の単独行動による密室化した虐待の防止に施設として取り組んでいるか	・児童虐待防止法5条3項 ・障害児虐待防止通知[P2] ・保育所等における虐待等に関する対応について(令和4年12月7日厚労省等事務連絡) ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	B	
	□	★ 虐待等と疑われる事案(不適切な保育)であると確認した場合、状況を正確に把握するとともに、把握した情報を姫路市に情報提供・相談し、今後の対応について協議しているか。	・保育所等における虐待等に関する対応について(令和4年12月7日厚労省等事務連絡) ・保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン	B C	
20 個人情報の適切な取扱いがな されているか	□	★ ・特定教育・保育施設の職員及び管理者は、正当な理由なく、業務上知り得た支給認定子ども又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ※保育士の秘密保持義務については別途、児童福祉法18条に規定	・基準条例19条1項 ・運営基準条例27条 ・児童福祉法18条	C	一部未実施 全く実施していない
	□	★ 特定教育、保育施設は、職員であった者が正当な理由なく、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じているか。 ⇒個人情報保護の規程を定めているか(就業規則への規定等も可) ⇒職員から個人情報保護に関する誓約書の提出を受けているか	・運営基準条例27条	B C	
	□	★ ・支給認定子どもに関する情報を小学校、他の教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業を行う者等に提供する場合は、あらかじめ文書で保護者の同意を得ているか。 (契約時、重要事項の説明時などに併せて説明し、書面での同意を得ること)	・運営基準条例27条3項	C	
	□	★ 上記のほか、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守していること	・福祉分野における個人情報保護に関するガイドラインの廃止等について ・個人情報保護法23条 ・基準条例19条	C	
2 入所者の生活環境等の整備					
1 施設整備等生活環境は、適切 に確保されているか	□	★ ・児童が安全・快適に生活できる広さ、構造、設備となっているか ・保育室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか ・乳児を入所させている施設については、調乳設備、沐浴設備等が整備されているか ・手洗場には消毒液等が配置されているか	・基準条例6条 ・保育指針[D1] ・配置基準見直し通知[B3]	C	管理が不十分 管理が不適正
	□	★ 保育室等の衛生管理は適切に行われているか ・調乳設備、沐浴設備は衛生的な取扱いをしているか ・空調設備は適切に管理されているか (とくに、レジオネラ対策。加湿設備等の管理は適切か) ・保育室等の清掃、保温、換気等は適切になされているか	・基準条例14条 ・水道法 ・県特設水道条例	B	
	□	★ 動物の飼育場所は適切かつ清潔が保たれているか	・保育指針[D1]	B	
	□	★ 医務室等に医薬品を備え、適切に管理しているか	・基準条例14条	B C	
	□	★ 誤飲等の事故につながる危険なものを置いていないか	・保育指針[D1]	B	
2 設備や遊具等の安全点検は 適切に実施しているか	□	★ 設備や遊具等の日常安全点検を適切に実施しているか 遊具による事故・ケガがあった場合は再発防止対策がなされているか 大型遊具については定期的に専門業者による点検を受けているか	・遊具安全強化通知[K8] ・保育指針[D1]	B	
	□	★ プールを使用する場合、水質検査・記録を適切に実施しているか。 ・主な指標：残留塩素濃度(0.4mg/l~1.0mg/l)、温度(22度以上)、大腸菌群(検出されないこと) ・点検頻度：残留塩素濃度について午前中1回以上、午後2回以上(ただし児童の入れ替わり毎に計測することが望ましい) ・衛生上、利用前の児童の消毒(お尻洗い等)は徹底しているか。	・保存食通知[J3] ・プール衛生基準[J3-2]	B	
	□	★ プール使用時や水遊び時において、事故防止を徹底しているか。 ・指導を行う保育士と監視のみを行う保育士とを分けて配置し、両者の役割分担を明確にしているか(十分な監視体制を確保できない場合は、プール活動等の中止も選択肢であること)。 ・職員に対し、心肺蘇生をはじめとした応急措置について教育の場を設けているか。 ・一刻を争う状況にも対応できるよう、119番通報を含む、緊急事態に対応するための知識・技術を職員間で共有しているか。また、それらの知識・技術を緊急時に実践できるよう頃から訓練を行っているか。	・プール活動等通知[K12] ・事故対応ガイドライン[K11]	B	

監査項目	公	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 〔 〕内は整理用の符号)	区分	区分の程度
3 処遇に必要な職員等の確保					
(1) 施設長等の状況					
1 施設の職員は、専ら当該施設の職務に従事しているか。	□	★ 直接処遇職員は、その行う保育に支障がない場合を除き、他の施設と兼務していないこと。	・基準条例10条 ・運営基準条例21条2項	C	
2 施設長に適任者が配置されているか。	□	【保育所のみ】 施設長は下記を満たしていること(要件を満たさない場合は減算) ① 児童福祉事業に2年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。 ※同等以上の例：日本保育協会の新任保育所長研修の受講者、証明交付対象となる認可外保育施設の勤務実績等 ② 常時実際にその保育所の運営管理の業務に専従し、かつ、有給であること。 ※「常時・専従」とは、常勤かつ専任をいい、「園の開所時間内において1日6時間以上かつ月20日以上」の勤務が求められること。また、2以上の施設又は他の事業との兼務は認められないものであること。 【認定こども園】 基本分単価に含まれているため、「常時専従」の要件を欠く場合は、保育士1名の加配が必要であること。	・給付留意事項通知[E4]	C	
	□	施設長(所長)設置単価の適用要件を欠いた場合に、速やかに市(こども保育課)へ報告していること。	・運営費通知施行通知[E2]	C	
(2) 人事管理					
1 配置基準に基づく必要な保育士等が確保されているか。 ※基準を下回っている場合は、事前にこども保育課に確認・協議をすること。	□	★ 【配置基準】=A～Cの3基準 【A】:基準上の必要配置数 ・各年齢ごとの必要保育士数(小数点第2位以下切捨)を合算して得られた必要数(小数点以下は四捨五入) ・その他の基準上の必要配置条件 【B】:給付上の加配基準(基本分単価に含まれているもの) 【C】:特別保育等で必要となる配置基準 ※無資格者は基準内配置数にはカウントできない。 ※非常勤保育士(短時間保育士を含む)配置時の算出方法(算式) ア:短時間勤務の保育士及び常勤の保育士以外の保育士の1か月の勤務時間の合計 イ:各保育所の就業規則等で定めた常勤保育士の1か月の勤務時間数(160時間を上限とする) 常勤換算値=ア/イ ※小数点第2位を四捨五入	・基準条例36条2項 ・短時間保育士通知[B2] ・配置基準見直し通知[B3] ・延長保育事業通知(延長保育実施要綱)[H2] ・分園設置通知[L5] ・保育士適正配置通知[B7] ・給付留意事項通知[E4]		
	□	★ 【A】 施設全体で雇用する保育士の数が、Aの基準上の必要配置数を下回っていないこと。 ※保健師または看護師(准看護師を含む)を1名まで、基準上の保育士の数に含めることができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 (※但し書きの部分については、令和4年11月30日付の厚労省事務連絡「保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について」を参照のこと。)	・基準条例36条 ・基準条例附則2条 ・准看護師配置通知[B8] ・保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について(令和4年11月30日厚労省事務連絡)	B C	少し下回っている 著しく下回っている
	□	★ 【A】 各組ごとの担任保育士の数が、Aの基準上の必要配置数を著しく下回っていないこと	・基準条例36条	B C	少し下回っている 著しく下回っている
	□	★ 【A】 保育士が常時、最低2名以上配置されていること(延長時間帯を含む)。 ※保育士には施設長は含まれないことに留意	・基準条例36条	C	
	□	【B】 2・3号認定子どもの利用定員が90名以下の場合、Aの基準に加えて1名加配(常勤換算)されていること ・分園についても単独適用されることに留意(分園に加配が必要)	・給付留意事項通知[E4]	B C	少し下回っている 著しく下回っている
	□	【B】 保育標準時間認定こどもを受け入れる施設については、1名の加配(常勤換算)が必要であること。 (分園も同様)	・給付留意事項通知[E4]	B C	一時的に不足 全く満たさない
	□	【B】 (認定こども園) 主任保育士等を主任業務、子育て支援業務等に専任化させるため、必ず、代替保育士等を2名(うち1名は非常勤でも可)を加配する必要があること。 (保育所) 主任保育士専任加算を受けている園については、代替保育士1名の加配が必要であること。また、主任保育士は主任業務、子育て支援業務等に専任化させること(クラス担任を持たせる等、常時通常保育に従事させていないこと)	・保育士適正配置通知[B7] ・給付留意事項通知[E4]	B C	一部を満たさない 全て満たさない
	□	★ 【C】 特別保育事業について、補助交付上の必要配置数を下回っていないこと。 延長保育 ・延長保育中は、基準に準じて必要な数の保育士を配置すること。 ・常時、複数(2名以上)の保育士で対応すること。 一時保育 ・基準に準じて必要な数の保育士を配置すること。 ・事業実施中は、担当保育士を最低2名以上配置すること。ただし、保育所・認定こども園本体の職員の支援があり、一時保育児童に対する必要保育士数が1名以内の場合に限り、担当保育士は1名でも可能。 障害児保育 ・特児:対象児童3人につき保育士1名 ・その他:対象児童9人につき保育士又は補助員1名	・規則36条の35第2 ・延長保育事業通知(延長保育実施要綱)[H2] ・分園設置通知[L5] ・(H21.6.15)一時預かり事業QAの送付について	B C	加配の不足 基準上の不足

※網掛けは今年度の指導監査重点項目

「B」は口頭、「C」は文書指摘を示す

監査項目	公	補足説明・判断基準等	根拠法令通知等 ([]内は整理用の符号)	区分	区分の程度
	□	★ ・保育士として業務を行っている者は、保育士登録を行っているか。 （「保育士」とは保育士登録を行っている有資格者を指し、未登録者は保育士配置数にカウントされない(H18.11.29以降)） ・保育士登録事項に変更があった場合、保育士証の書換えを行っているか。	・保育士適正配置通知[B7] ・児童福祉法施行令17条	B	
	□	★ 無資格者が単独で保育を行っていないこと。	・基準条例36条	C	
	□	認定こども園においては、満3歳未満の子どもの保育に従事する者は、保育士の資格を有していること。	・市認定条例[A7] 6条1項	C	
	□	認定こども園(保育所型)においては、1号認定・2号認定こどもの担任について、保育士資格及び幼稚園教諭免許の両方を具備するよう取得促進の配慮を講じているか。	・市認定条例[A7] 6条3項 ・認定こども園法告示 第3三	B	
	□	★ 短時間保育士(常勤の保育士(当該保育所等の就業規則において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数(1か月に勤務すべき時間数が120時間以上であるものに限る。))に達している者又は当該者以外の者であって、1日6時間以上かつ20日以上勤務するもの)以外の者。)を基準上の定数に充てる場合は、次の要件を満たすこと。 ・学級(組)の担任は原則常勤専任であること ・常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上(乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていること。(※) (※)令和2年度以降の各年4月1日時点のいずれかの待機児童数が1人以上であり、かつ、その要因が、管内の保育所等において空き定員があるにもかかわらず、常勤の保育士の確保が困難であることにより、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れることができないためであることと判断している市町村において、待機児童解消のために当該市町村がやむを得ないと認める場合に限り、当該保育所等の利用を希望する子どもを受け入れるのに不足する常勤の保育士数の限りに対して、1名の常勤の保育士に代えて2名の短時間勤務の保育士を充てても差し支えないものであること。 (なお、常勤の保育士が各組・各グループに1名以上(乳児を含む各組・各グループであって当該組・グループに係る最低基準上の保育士定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上)配置されていることが原則であり、望ましいことに変更はないため、常勤の保育士の確保が可能となった場合には、各組・各グループに1名以上常勤の保育士を配置し、上記の取扱いについては、早期に解消を図り、当該業務に当たっていた短時間勤務の保育士の業務内容の見直しを行うこと。) ・常勤の教育・保育に従事する者に代えて短時間勤務の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること	・短時間保育士通知[B2]	B	
	□	★ 乳児(1歳未満児)の入所する保育所にあつては、乳児保育の経験のある保育士又は保健師(又は看護師)を配置すること。	・配置基準見直し通知[B3]	B	
2【認定こども園のみ】 3歳以上児について、学級を編制し、学級担任の配置を行っているか。	□	認定こども園においては、1号認定こどもと2号認定こどもの共通の利用時間について、学級を編制すること。 なお、1学級あたりの人数は35人以下を原則とする。 (ただし、3歳児クラスで学級担任が1人の場合、25人以下を原則とする)	・市認定条例[A7] 4条	B C	軽微な違反 重大な違反
	□	各学級は少なくとも1人の職員(学級担任)に担当させること。			
3 配置基準に基づく必要な調理員等が確保されているか。	□	★ 2号・3号こどもの定員数に対する調理員等の配置基準数(給付上の基本分単価の基準数)を下回っていないこと(常勤又は常勤換算により充足すること)。 定員 40人以下 1人 定員 41~150人 2人 定員 151人以上 3人(※ただし、うち1人は短時間の非常勤職員で可) ①調理員未設置の分園がある場合は、本園・分園の総児童数で判断されること。 ②調理業務の全部を委託する場合、調理員を置かないことができること。 ③食事を外部搬入する場合は、調理員を置かないことができる。ただし、3歳未満児については、自園調理が必要なため、調理に必要な調理員の配置が必要となること。 (注)上記②③について、委託及び外部搬入によらない児童がある場合は、園の定員に係らずその人数について調理員の必要数が判断されること。	基準条例36条 ・運営費通知施行通知[E2]第1-1 ・分園設置通知[L5] ・調理業務委託通知[I1] ・給付留意事項通知[E4]	C	
	□	・給付基準上の配置数を超過して配置されている場合、妥当な範囲の配置となっていること (→各職員の担当業務が明確になっているか) ・調理員や事務員等の配置数は業務量に即したものとなっていること (→架空の配置はないか)	・給付留意事項通知[E4]	B	
4 基準に定める嚙託医が配置されているか。	□	★ 嚙託医が任命されており、健診等、児童の健康管理に適切に従事しているか。 嚙託医の就任承諾書(嚙託契約書)等がとられているか。	基準条例第36条 ・給付留意事項通知[E4]、児発302号通知[L5]	B C	契約書なし 配置なし
5 乳幼児期における歯科保健の重要性にかんがみ、嚙託歯科医が配置されているか。	□	★ 嚙託歯科医が任命されており、歯科健診等、児童の歯の健康管理に適切に従事しているか。 また、嚙託歯科医の就任承諾書(嚙託契約書)等がとられているか。	・給付留意事項通知[E4] ・歯科医師設置通知[B4]	B C	契約書なし 配置なし

保育所指導監査関係法令通知等一覧

番号	法令及び通知	略称	文書番号
	姫路市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	基準条例	
	姫路市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	運営基準条例	
A3	児童福祉施設最低基準等の一部を改正する省令の施行について	基準省令施行通知	児発第707号
A6	社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行等に伴う児童家庭局所管の福祉サービスの利用の際の情報提供等について	社会福祉事業情報提供通知	児発第578号通知
A7	姫路市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例	市認定条例	平成30年12月20日姫路市条例第56号
	【職員】		
B2	保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて	短時間保育士通知	子発0319第1号通知
B3	保育所における乳児に係る保育士の配置基準の見直し等について	配置基準見直し通知	児発第305号通知
B4	保育所における嘱託歯科医の設置について	歯科医師設置通知	児発第284号通知
B7	保育所における保育士等の適正配置について	保育士適正配置通知	雇児保発第0930001号
B8	保育所等における准看護師の配置に係る特例について	准看護師配置通知	雇児発0331第17号
	【入所等】（手続き、定員など）		
C3	保育所入所手続き等に関する運用改善等について	入所手続き運用（課長通知）	児保発12号通知
C8	学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について	定期情報提供通知	府子本第190号・30文科初第1618号・子発0228第3号・障発0228第3号通知
	【運営】		
D1	保育所保育指針	保育指針	H29.3.31厚生労働省告示第117号
D2	保育所保育指針の適用に際しての留意事項について	保育指針留意事項通知	子保発第0330第2号
	保育所保育指針解説	保育指針解説	
	【運営費等】		
E1	児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について	運営費通知	厚生省発児第59号の2通知
E2	「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」通知の施行について	運営費通知施行通知	厚生省発児第59号の5通知
E4	特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の改正に伴う実施上の留意事項について	給付留意事項通知	府子本第571号
	【経理】		
F5	「子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について」の運用等について	254号運用通知	府子本第256号通知
	【登所パス】		
C3	保育所入所手続き等に関する運用改善等について（課長通知）	入所手続き運用（課長通知）	児保発12号通知
	【特別保育事業】		
H2	延長保育事業の実施について	延長保育事業通知	雇児発0717第10号通知
	【給食】		
I1	保育所における調理業務の委託について	調理業務委託通知	児発第86号通知
I4	児童福祉施設における食事の提供に関する援助及び指導について	食事提供指導通知	子発0331第1号通知
I5	児童福祉施設における「食事摂取基準」を活用した食事計画について	食事計画通知	子母発0331第1号通知
I7	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（2019年改訂版）	保育所アレルギーガイドライン	子保発0425第2号通知
	【保健・衛生】		
J1	児童福祉施設等における衛生管理の強化について（抄）	衛生管理強化通知	児発第669号通知
J2	社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について	食中毒防止徹底通知	社援施第97号通知
J3	社会福祉施設における保存食の保存期間等について	保存食通知	社援施第117号通知
J3-2	遊泳用プールの衛生基準について	プール衛生基準	健発第0528003号通知
J6	社会福祉施設における衛生管理について（別添 大量調理施設衛生管理マニュアル）	社会福祉施設衛生管理通知	社援施第65号通知
J7	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の防止について		児企第16号通知
J8	社会福祉施設における衛生管理の自主点検の実施について		社援施第117号通知

番号	法令及び通知	略称	文書番号
J9	社会福祉施設における飲用井戸及び受水槽の衛生確保について		社援施第116号通知
J14	児童福祉施設等における衛生管理等について	衛生管理通知	雇児発第0120001号通知
J15	社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について	感染症報告通知	雇児発0222001号連名通知
J17	保育所における感染症対策ガイドライン（2018年改訂版）	感染症対策ガイドライン	子保発0330第1号通知
	【災害対策】		
K8	児童福祉施設等に設置している遊具の安全管理の強化について	遊具安全強化通知	雇児総発第0628001号通知
K10	特定教育・保育施設等における事故報告等について	特定施設事故報告通知	府子本第912号通知
K11	教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドラインについて	事故対応ガイドライン	府子本第192号通知
K12	保育所、地域型保育事業及び認可外保育施設においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	プール活動等通知	雇児保発0616第1号
	【設置認可等】（土地・建物、権利関係）		
L1	保育所の設置認可等について		児発第295号通知
	【分園】		
L5	保育所分園の設置運営について	分園設置通知	児発302号通知
	【苦情解決】		
L6	社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について		児発575号連名通知
	【第三者評価】		
	福祉サービスの第三者評価事業の指針について		雇児発第0507001号連名通知
	【虐待防止】		
P2	障害者（児）施設における虐待の防止について	障害児虐待防止通知	障発第1020001号通知
	認定こども園関係		
	◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律		認定こども園法
	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則		平18省令第3号
認定こども園法告示	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第二項及び第四項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準	認定こども園法告示	H26.7.31 内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第2号
Q2	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の施行に際しての留意事項について	認定こども園留意事項通知	H18.9.15 18初幼教第6号・雇児保発第0915001号
	【指導監査】		
R1	児童福祉行政指導監査の実施について（別紙）児童福祉行政指導監査実施要綱	指導監査実施要綱	児発471号
	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の指導監査について（別添1）特定教育・保育施設指導指針（別添2）特定教育・保育施設監査指針		府子本第390号
	子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等の設置者及び特定地域型保育事業者に係る業務管理体制の検査について		府子本第55号